

対面授業の実施に関するガイドライン（生徒用）

2021年3月23日

2021年度授業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と学修の機会の確保の両立を図るため、実習授業については原則対面授業を行い、座学授業については対面授業、課題添削の両方を併用とした授業など様々な形態で実施いたします。

対面授業の実施に当たっては、感染を防止し、安全に学修を進められるように従来通り、終日マスク着用と共に入構時の体温チェック、同居家族を含む健康チェック表の確認に加えて、教室入室時には机椅子の消毒、座席は間隔を空ける等、様々な感染防止対策を実施いたします。

皆さん一人一人の予防行動の実践が重要となりますので、このガイドラインをよく読み、適切な行動をとるようにしましょう。

なお、このガイドラインは、感染防止対策に関する新たな情報が得られた場合は、随時見直しを行っていきます。

1. 健康管理について

- (1) 同居家族も含めた毎日の検温および体調を健康チェック表に記載すること。
- (2) 登校時には検温及び健康チェック表の確認を行うので必ず持参すること。
- (3) 体調の悪い場合には、自己判断で登校せず、教務学生課に必ず連絡すること。

以下のような症状により保健センターから新型コロナウイルス感染症予防対策として判断され欠席する場合は公欠となります。なお、**登校日以外であっても**、以下の①～③に該当する場合には、教務学生課に連絡を行い、保健センターからの指示に従うこと

- ①自身に咳、痰、喉の痛みなどの風邪症状、強いだるさ、息苦しさがある場合
- ②自身が発熱した場合（37.5℃以上）
- ③同居の家族等（友人、アルバイト先等を含む）が新型コロナウイルス感染症のPCR検査等により陽性の判定を受けた場合、あるいは**次の条件***を満たした場合は、登校を控え教務学生課に電話またはメールで連絡を行うこと。

※判断の条件

以下の症状のうち【A】が1項目以上或いは、【B】の症状が2項目以上に該当する場合は、登校を控え教務学生課へ連絡してください。

【A】

- ・発熱 37.5℃以上

- ・息苦しさ（呼吸困難）
- ・強いだるさ（倦怠感）

【B】

- ・味を感じない（味覚障害）
- ・臭いを感じない（嗅覚障害）
- ・咳の症状が続いている(2日以上)
- ・咽頭痛が続いている（2日以上）
- ・下痢をしている(持病等原因がコロナウイルス感染症以外と推測されるものを除く)

〈連絡先〉

電 話：03-3576-3404 *月～金曜日（祝祭日を除く） 9～17時

メー ル：kagawa-senmon@eiyo.ac.jp

※保健所から濃厚接触者として判断された場合や PCR 検査により陽性と診断された場合には当該保健所からの指示により学内での行動記録とあわせ、外出時の行動履歴を確認します。記録を残すように心がけてください。

2. PCR 検査を受ける場合

PCR 検査を受ける場合には、理由を問わず**事前に**必ず教務学生課に連絡すること。
(本人及び同居の家族等を含む)

3. マスクの着用、手洗いと消毒の徹底について

- (1) 登校の際にはマスクを着用すること。
- (2) 入構時には校門付近に設置されているアルコールで手指を消毒すること。
- (3) 飛沫飛散防止パーテーションを常に持ち運び、さらに教室等に入室する際には各入口に設置されているアルコールとペーパーを使用し、机・椅子の消毒をすること。

4. 食事及び食事場所について

- (1) 極力弁当を持参する(カフェテリアへの弁当の注文も可)
- (2) 食事をする場所は、各自指定された教室を使用すること。
- (3) 食事の際は、他者との距離を確保し、食事中、マスクをはずしての会話は避けること
(**黙食の実施**)。

* 注意事項

できるだけ弁当を持参するか、カフェテリアの弁当を注文してください。
なお、外出した場合には必ずアルコールで手指を消毒するとともに外での飲食は避けてください。

5. 各施設の利用（施設利用の際は、必ずアルコールで手指の消毒をすること）

（1）図書室・図書館

図書室は原則使用を停止しています。また、図書館で学修を希望する場合事前予約無しで利用することも可能ですが、席に限りがありますので予め図書館予約連絡 (ktosyo@eiyo.ac.jp) をお勧めします。

（2）ブルーラウンジ

感染予防のため利用を停止しています。

（3）自習目的等での教室の利用

使用希望時は教務学生課に連絡してください。

6. アルバイトについて

経済的な事情等によりアルバイトを継続する場合は、密を避け出来る限り、不特定多数の人と接する職種を避け、各自で感染防止対策を心掛けること。

なお、デュアル実習・インターンシップ研修中および研修前後のアルバイトについては担当教員の指示に従ってください。

7. 帰省等休暇中の行動について

- （1）やむを得ない事情がある場合を除き、海外渡航は控えること。
- （2）やむを得ず海外に渡航する際は、外務省の海外安全ホームページにて、渡航先の最新の安全情報を確認すること。また、教務学生課に渡航の届け出を行うこと。
- （3）実家への帰省は、十分な感染対策をとりながら行動すること。
- （4）友人等との会食（いわゆる飲み会）など多人数での集団行動は避けること
- （5）外出した際は、日時、場所、接触者等を行動履歴として必ず記録しておくこと。